

FIFTH ANNUAL BSA AND IDC GLOBAL SOFTWARE

> PIRACY STUDY

<本資料取り扱い上の注意>

本資料は、英文資料の翻訳版です。調査結果ならびに表現に関しては、必ず原文をご参照ください。



BSA®
BUSINESS SOFTWARE ALLIANCE

2007 違法コピー調査

BSA & IDC 世界ソフトウェア違法コピー調査は、デスクトップ、ラップトップ、ウルトラポータブルなどのパーソナルコンピュータ (PC) 上で動作するすべてのパッケージソフトウェアを対象にしています。この調査には、オペレーティングシステム、データベースやセキュリティなどのシステムソフトウェア、ビジネスアプリケーション、そしてゲーム、資産管理ソフトウェア、参照ソフトウェアなどのコンシューマアプリケーションが含まれます。ただし、サーバや大型汎用機用ソフトウェアなどのソフトウェア、サービスとして販売されるソフトウェアはこの調査には含まれません。

2007 年の PC ソフトウェア違法コピーに対する取り組みでは、著しい成果がありました。本レポートの調査対象となった 108 カ国のうち、67 カ国において 2007 年の違法コピー率が 2006 年より低下し、8 カ国でのみ違法コピー率が増加しました。

しかし、新興市場における高い市場成長率の影響が、世界全体で再び強く見られました。世界全体の PC 市場は違法コピー率の高い国や地域でさらに急速に成長したため、世界的な PC ソフトウェア違法コピー率は 2006 年から 2007 年までに 3 ポイント増加して 38% になりました。一般に BRIC 諸国と呼ばれるブラジル、ロシア、インド、および中国の昨年の PC 出荷数は、北米、西欧、および日本の 13% と比較して 26% 増加しました。BRIC 諸国を総合すると、今や米国と同じくらい大規模な PC 市場です。

同時に、2007 年には市場の規模が著しく拡大し、米ドルの価値が他の通貨に対して 7% 近く下落したために、違法コピーによる損害額は 80 億ドル増加して世界全体で 480 億ドル近くになりました。実際のところ、実質損害額は、昨年 15% を上回る成長を見せた全体的な PC ソフトウェア市場ほど急速には拡大しませんでした。

世界的な加重平均の違法コピー率は 38% ですが、2007 年の違法コピー率の中央値は 61% で、本レポートでは新たに 6 カ国が追加されたにもかかわらず、昨年より 1 ポイント低下した値になりました。これは、調査対象国の半数において違法コピー率が 61% を上回っていることを意味します。調査対象国の 1/4 を超える国で、違法コピー率が 80% 以上になっています。

比較的大規模な新興経済国の中では、ロシアの違法コピー率が 2006 年から大きく 7 ポイント低下し、2007 年には 73% になりました。違法コピー率が減少した要因としては、ベンダによる正規化プログラム、政府や違法コピー撲滅に取り組む団体による権利保護支援活動および教育啓発活動、正規のソフトウェアとハードウェアのバンドルを目的としたベンダと地元販売者間の協定に加えて、言うまでもなく、石油経済が促進要因となって 2007 年の個人可処分所得が 22% 増加し、消費者による違法コピーソフトウェアの使用傾向が減少したことなどが挙げられます。

中国の違法コピー率は、前の 3 年間で 10 ポイント低下したあと、2 年連続で 82% にとどまりました。しかし、これは減少傾向が止まったことを意味するものではありません。2007 年後半に、現地の組立業者 (いわゆる「ホワイトボックス」ベンダ) が販売した PC 台数が以前の集計を上回っていることが IDC の調査で判明しました。これによって PC 市場の全体的な予測が 25% 以上増加したために、2007 年の違法コピー率が増加したのです。この新情報を考慮しなければ、2007 年の違法コピー率は 80% 近くだったと考えられます。したがって、中国における PC ソフトウェア違法コピーに対する取り組みは成果が上がっています。実際、中国の政府および大企業における PC ソフトウェア違法コピーは減少しており、昨年の中国 PC 市場の 3 分の 2 を占めた消費者および中小企業市場でも、違法コピーは減少し始めています。この結果は、PC メーカーに対して、新規の PC と共に正規のオペレーティングシステムを出荷することを法律で義務付けたことが役立っています。しかしながら、中国の国営企業および他の企業による違法コピーされた PC ソフトウェアやライセンスを受けていない PC ソフトウェアの使用に関しては取り組むべき課題が山積していることに留意する必要があります。また、中国政府が、今後も正規化を推進し、正規にライセンスを受けたオペレーティングシステムがプリインストールされている PC を使用することも重要です。

インドの違法コピー率は、政府や業界の教育啓発活動および権利保護支援活動、ソフトウェアベンダによるライセンス認証制御、多国籍ベンダによる PC 市場シェアの増加により、2 ポイント低下して 69% になりました。

新興市場におけるソフトウェア違法コピーへの対処は、依然として大きな問題です。違法コピー率の高い消費者部門や中小企業部門における新規ユーザの急増は、他の分野で違法コピーが減少している場合でも、国全体の平均値に影響を及ぼします。また、インターネットアクセス、特にブロードバンドアクセスが増加するにつれて、違法コピーソフトウェアの「供給」も増加しています。さらに、広大な国土や制度的なインフラの弱さのために、教育啓発活動や取締りが一段と困難になっています。一部には、文化にかかわる場合でさえ、社会が知的創作物を創作者の財産ではなく、共通品と見なしている例もあります。

したがって、違法コピーは依然としてソフトウェア業界の問題です。2007年には、正規ライセンスソフトウェアの購入に費やされた2ドルのうち、1ドル分のソフトウェアが違法に取得されました。違法コピー率が75%以上の国々では、PCハードウェアに費やされた1ドルにつき正規ライセンスソフトウェアに費やされた金額は70セント未満でした。先進市場では、この比率が8倍高くなります。

2007年末までに、世界全体のPC設置台数は10億を超えましたが、その半数近くに違法コピーソフトウェアがインストールされています。新興市場へのPC出荷数が増加するにつれて、この割合を下げるのが長期的な課題となるでしょう。

調査の背景

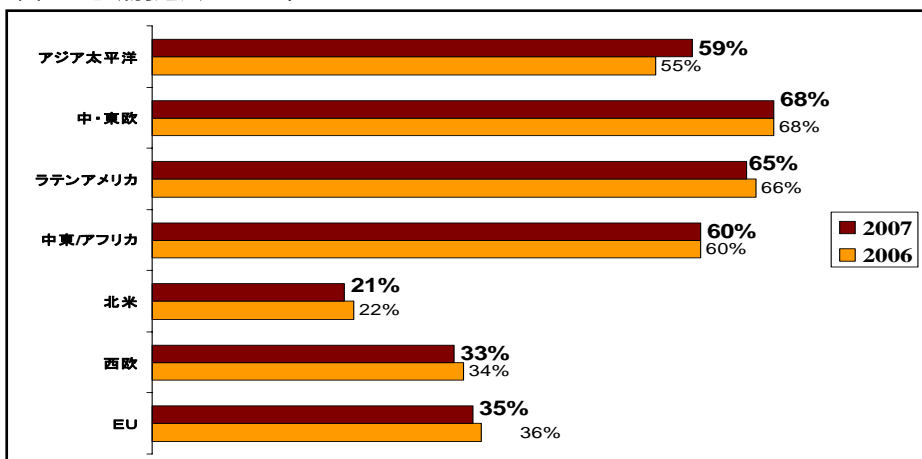
ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA) は、過去10年以上にわたってPCソフトウェア違法コピーに関する世界的動向を調査しています。今年度の調査は、IT業界のグローバルマーケットに関する調査および予測を行うリーディングカンパニーであるIDCによって実施された5回目の調査となります。

IDCは今回の調査のために、ベンダ、ユーザ、販売チャネルに対する調査を通じて収集したソフトウェアおよびハードウェアの出荷数に関する独自の統計値を使用し、また、60を超える国々に在住するIDCアナリストの協力を得て各国の市況を再検討しました。IDCは米国外の契約アナリストの6割を使って80カ国以上のハードウェアおよびソフトウェア市場を隙間なくカバーし、幅広く奥行きのある情報ベースを提供し、これに基づいて市場の評価と世界各国のPCソフトウェア違法コピー率の推定を行っています。

世界の市況

図1は、IDCの分類による7つの地域における違法コピー率の相対ランキングを示しています。このうち、6つは重複のない地域ですが、7番目は西欧および中・東欧の諸国を含む欧州連合 (EU) です。

図1 地域別違法コピー率



2007年のPCソフトウェアの違法コピー率は、北米、ラテンアメリカ、および西欧で低下しました。西欧での低下により、EUの違法コピー率も1ポイント下がって35%になりました。中・東欧および中東・アフリカの地域別違法コピー率は前年と変わらない状況でした。世界全体の違法コピー率は、3ポイント増加して38%になりました。

アジア太平洋地域では、PCソフトウェアの違法コピー率が増加しました。その一方で、中国およびインドがこの地域のPC市場全体でのシェアを拡大したために、地域別の平均を押し上げました。

非常に多くの国で違法コピー率が低下している環境で、総合的な世界全体の違法コピー率が増加したのは、PC市場が急速に新興経済国にシフトしつつあるアジア太平洋地域の状況を反映したものです。この動向が、中国やロシアなどの地域で違法コピー率が大幅に減少したにもかかわらず、2004年から2006年まで世界全体の違法コピー率が横ばいを維持する原因となりました。

違法コピー率が成熟市場と新興市場の間で異なるのは理解できませんが、新興地域間にも差があります。このような地域差を生む市場関連の要因として、次のことが挙げられます。

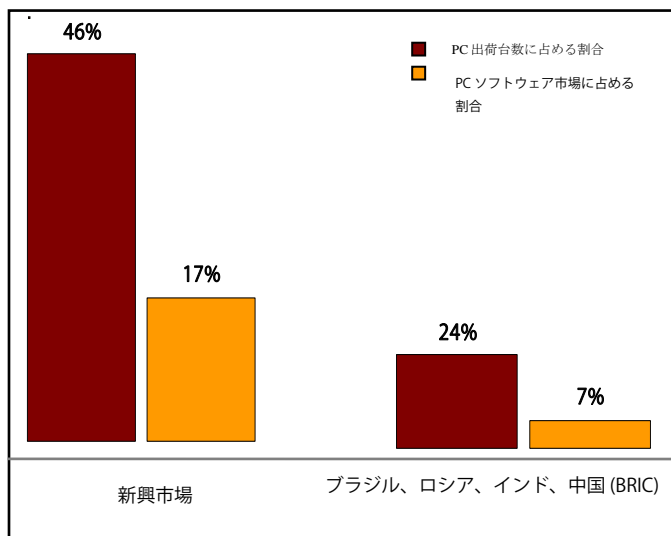
- 著作権法の存在と執行の両面から見た知的財産権保護の強さ。
- 地域における国の構成。アジア太平洋地域には、日本、オーストラリア、およびニュージーランドが含まれます。これらはすべて違法コピー率の低い国です。これらの国を地域から除外すると、違法コピー率は70%を上回ります。
- PC市場セグメントの構成。顧客基盤における消費者と中小企業の割合が高くなると、違法コピー率が上昇する傾向があります。2007年のPC市場で消費者が占める割合は、チリで55%、タイで65%にのぼりましたが、エ

ジブト市場ではわずか33%、南アフリカでは24%でした。

- ベンダの構成。違法コピー率は、有名ブランドPCよりも、有名ブランド以外のベンダから購入されたPCのほうが高い傾向があります。有名ブランド以外のPCが市場で占める割合は、アルゼンチンで62%、コロンビアで24%、ベトナムで73%、マレーシアで18%です。
- 一般的なITの高度化。これはIT総支出に占めるITサービスの割合として測定され、中国の13%、ベネズエラの11%からオーストラリアの40%、ブラジルの37%まで差があります。

市場が新興国にシフトする状況でベンダや違法コピー撲滅を推進する団体が直面する課題を明らかにするために、図2では、新興市場（日本を除くアジア太平洋地域、中東・アフリカ、中・東欧、およびラテンアメリカ）と世界のその他の地域におけるPCおよびソフトウェア市場の対比を示しています。また、これはBRIC諸国と世界全体のPCおよびソフトウェア市場の比較も示しています。

図2 2007年新興成長市場



新興市場はPC市場のほぼ半分を占めていますが、世界のPCソフトウェア市場に占める割合は5分の1を下回っています。BRIC諸国と世界のその他の国々を比較した場合、この比率はさらに不均衡になります。

ただし、新興市場をこのように考察するのは当てにならない可能性があります。今回の調査方法では違法コピー率がセグメント別に分類されていませんが、これらの新興経済国の大企業、多国籍企業、および中央政府内では、中小企業や消費者部門よりも違法コピー率ははるかに低いと考えられます。

違法コピー率は、オペレーティングシステムでは低く、低下傾向にあるが、PCゲーム製品などコンシューマソフトウェアでは高い

など、セグメントによっても異なります。新規のPCと共に出荷されるソフトウェアの違法コピー率は、新規以外のPC向けに出荷されるソフトウェアの違法コピー率よりも低くなっています。

表1は、世界全体の違法コピー率の上位国と下位国を示していません。

表1 2007年PCソフトウェア違法コピーランキング

高違法コピー率		低違法コピー率	
国	2007	国	2007
アルメニア	93%	米国	20%
バングラディッシュ	92%	ルクセンブルク	21%
アゼルバイジャン	92%	ニュージーランド	22%
モルドバ	92%	日本	23%
ジンバブエ	91%	オーストリア	25%
スリランカ	90%	ベルギー	25%
イエメン	89%	デンマーク	25%
リビア	88%	フィンランド	25%
ベネズエラ	87%	スウェーデン	25%
ベトナム	85%	スイス	25%
イラク	85%	英国	26%
インドネシア	84%	ドイツ	27%
パキスタン	84%	オーストラリア	28%
アルジェリア	84%	オランダ	28%
カメルーン	84%	ノルウェイ	29%
モンテネグロ	83%	イスラエル	32%
ウクライナ	83%	カナダ	33%
中国	82%	南アフリカ	34%
ポリビア	82%	アイルランド	34%
パラグアイ	82%	UAE	35%
ボツワナ	82%	シンガポール	37%
ナイジェリア	82%	チェコ	39%
ザンビア	82%	台湾	40%
エルサルバドル	81%	レユニオン	40%
コートジボワール	81%	ハンガリー	42%
ケニア	81%	フランス	42%

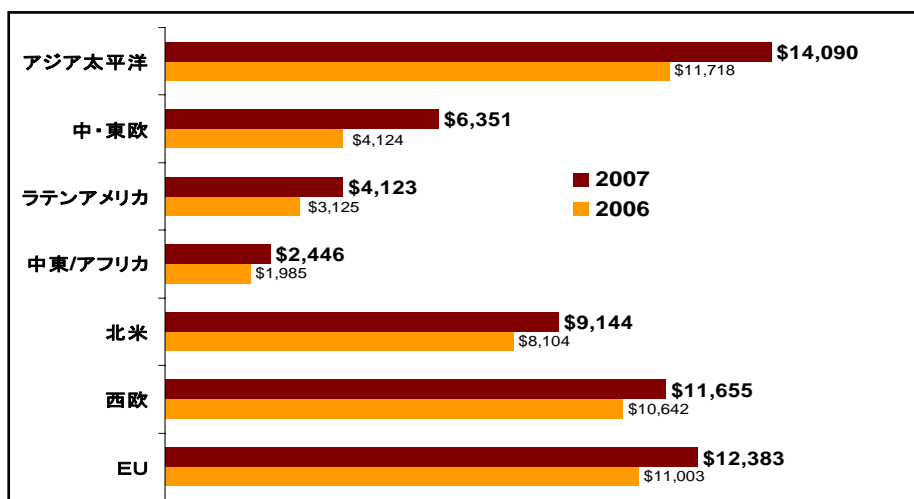
今年は、新たに調査に加えられたバングラディッシュ、イラク、リビア、スリランカ、イエメンの5カ国が、高違法コピー率上位15カ国に入りました。また、低違法コピー率国のリストには、新たに調査に加わった国、ルクセンブルクが登場しました。IDCの予測によれば、全世界の企業および消費者は今後4年間にPCソフトウェアに4,000億ドル近くを費やすと見られています。この期間に違法コピー率が変化しないと仮定すれば、2,250億ドル相当以上のソフトウェアが違法コピーされるものと予想されます。2007年の調査結果によれば、違法コピー率は低下しています。こ

これはソフトウェアベンダ、さらに広く言えばIT部門、そして地域経済にとって朗報です。

違法コピーが及ぼす影響

IDCの調査では、2006年から2007年までの間に、違法コピーによる世界的な損害額は20%、つまり80億ドル以上増加したことが分かっています。違法コピーによって業界が被る損害額は、国や地域の正規ライセンスソフトウェア市場の規模を使って算出され、違法コピー率を使って支払われなかったソフトウェアの小売価値を求めることができます。PCにバンドルされたソフトウェアの「小売」価値は、ソフトウェアに付属するシステムの小売価格の配分であると考えています。シェアウェアやオープンソースソフトウェアなど、法的に無料のソフトウェアは違法コピーと見ていません。図3は、2006年と比較した2007年の地域別損害額を示しています。

図3. 2007年地域別損害額（\$M）



増加額の半分以上は、2007年の主要通貨に対する米ドル価値の下落に起因します。残りはPCソフトウェア市場の全体的な成長に起因します。ここでも、実質損害額は、昨年15%を上回る成長を見せた全体的なPCソフトウェア市場ほど急速には拡大しませんでした。

表2に見られるように、日本、北米、西欧のような違法コピー率の低い地域や市場が、損害額の上位に入っています。これらの市場は極めて広大なので、比較的低い率での違法コピーが膨大な損害額を生み出す可能性があります。実際、先進地域は損害額のほぼ半分を占めており、当然ながら、PCソフトウェア市場でも85%を占めています。EUでは、2007年にブルガリアとルーマニアの2

国が新たに追加されたために、損害額が増加した点に留意してください。

表2. 2007年ソフトウェア違法コピー損害額ランキング
損害額2.5億ドル以上の国

国	2007 (\$M)	国	2007 (\$M)
米国	\$8,040	ポルトガル	\$580
中国	\$6,664	韓国	\$549
ロシア	\$4,123	オランダ	\$502
フランス	\$2,601	オーストラリア	\$492
インド	\$2,025	タイ	\$468
ドイツ	\$1,937	ベネズエラ	\$464
英国	\$1,837	インドネシア	\$411
日本	\$1,791	ウクライナ	\$403
イタリア	\$1,779	アルゼンチン	\$370
ブラジル	\$1,617	トルコ	\$365
カナダ	\$1,071	スウェーデン	\$324
スペイン	\$903	マレーシア	\$311
メキシコ	\$836	スイス	\$303
		南アフリカ	\$284

BSAの委託によってIDCが実施した調査は、ソフトウェアの違法コピーがソフトウェアベンダの収益に対する損害以上に影響をもたらすことを示している点に留意することが重要です。

現地のソフトウェア業界は海外から流入する違法コピーのソフトウェアによって競争力が損なわれ、現地のサービス企業やチャネル企業は収益を失う可能性があります。さらに、企業は欠陥のあるサポートされていないソフトウ

ェアを使って仕事をするのに時間とお金を浪費することになります。税金が失われ、大規模な正規の市場で実現されるはずの雇用の増加が減速することに加えて、ソフトウェア違法コピーは地域経済に対して明らかにマイナスの影響をもたらします。

BSAの委託によりIDCが最近実施した、42カ国でのPCソフトウェア違法コピーの減少による経済効果についての調査では（The Economic Benefits of Lowering PC Software Piracy（PC用ソフトウェア違法コピー率の減少による経済効果）、2008年1月発表、www.bsa.org/idcstudy）、2008年から2012年までの間にPCの違法コピー率が10ポイント低下すると、500,000人分の新規雇用が創出され、1,000億ドルを上回る新たな収益が現地のIT部門にもたらされることが判明しました。重要なこととして、ソフトウェア違法コピーの低下によるメリットの大部分は、現地の再販業者、ソフトウェアサービス企業、およびチャネル企業にもたらさ

れることが分かっています。これは、ソフトウェア違法コピーの低下による経済メリットの最も大きな部分が国内にとどまることを意味します。

このように、ソフトウェアの違法コピーがもたらす広義の経済的影響は、違法コピーされたソフトウェアの小売価格（または損害額）よりも極めて大きなものとなります。

地域の注目点

ソフトウェア違法コピー率と損害額の系統的な追跡によって、違法コピー対策の成果に関する過去のベンチマークが提供されますが、世界的な違法コピー撲滅への取り組みの動的特性が分かりにくくなる場合があります。

世界各国で、ベンダによる正規化への取り組みが順調に動き出しており、デジタル権利管理などの技術的な保護策の使用が引き続き拡大し、ベンダは、出荷前のハードウェアシステムにソフトウェアをプリインストールする OEM（相手先商標製造会社）バンドル契約を引き続き展開しています。政府部門での違法コピーは減少し、グローバル化の圧力と発展する業界の取り組みに対応して大企業での違法コピーも減少しています。ソフトウェアエコシステム全体にわたる企業が、違法コピー対策のベストプラクティスに基づいて提携するようになってきました。地域の組合や違法コピー撲滅を推進する団体が引き続きコピー活動と教育啓発活動を展開する一方で、BSA のプログラムにおける政府のパートナーシップも、ソフトウェア違法コピー減少の進歩に大きく貢献してきました。

地域レベルでの成果を以下に簡単に紹介します。

アジア太平洋地域

- 中国では、PC 市場に関する新情報を反映して、実質的な違法コピー率が 2 ポイント低下しました。これは、2007 年に OEM との新しいベンダ協定が発効したことに加え、中国に本拠を置く企業の多国籍化が進み、知的財産権に関する国際標準に準拠する動機が与えられたことによるものです。同時に、家庭や中小企業に出荷された PC 台数が、特に第 2、第 3 の都市において、市場全体よりも急速に増加しましたが、大規模顧客セグメントでの増加を相殺するほどではありませんでした。
- 香港では、BSA がキャンペーンで税関局および知的財産局と連携することによって、ソフトウェアの監査を促進しています。正規化への取り組みは、香港の違法コピー率を 2 ポイント減少させるのに貢献しました。
- インドでは、PC、特にラップトップにブロードバンド接続をバンドルしようとする圧力が、PC を移動中のメディアプレー

ヤーとして使用する人々にとって魅力的なものになっています。そしてこれが、教育啓発活動や権利保護支援活動と相まって、正規ライセンスソフトウェアを市場に送り込む力となっています。皮肉なことに、インドは世界に通用するソフトウェア専門知識の輸出国ですが、国内市場は依然として新興経済国と類似しています。

- 日本では、2006 年 2 月に出された文部科学省の通知を受けて、国立大学等を対象にソフトウェアの管理を支援する「国立大学法人等支援プロジェクト」を発足し、活動を行いました。キャンペーンの宣伝を通して認知度の向上を高め、ソフトウェア資産管理に関する大学管理者の意識を高めることに貢献しました。
- マレーシアでは、政府が非合法的なソフトウェアを使用するビジネスユーザの証拠保全を強化しました。また、BSA とともに、正規ライセンスソフトウェアに関する消費者の考え方をを変えることを目的とした「Sikap Tulen」という教育啓発キャンペーンも開始しました。
- ベトナムでは、政府による正規化への取り組みと企業によるエンドユーザの教育啓発活動が、これらのセグメントでの違法コピーを大幅に減少させており、3 ポイント低下して 85% になりました。この数字は、ベトナムの PC 市場全体を拡大させることになりました（したがって 2007 年の違法コピー率を増加させました）。調整がなければ、さらに低下して約 81% になったと考えられます。しかし、2007 年に消費者への PC 出荷数が 75% 増加したことも、全体的な違法コピー率に影響しました。

中・東欧

- ロシアでは、2007 年は違法コピー率が 7 ポイント減少するという驚異的な年となりました。また、ベンダおよび政府側の継続中の合法化プログラムが効果を発揮し、インストールされたソフトウェアにおける違法コピーも減少しました。さらに、違法コピーソフトウェアを販売していた一部の流通網が正規ライセンスソフトウェアの販売に乗り換える一方で、ロシアの警察当局は非合法的なソフトウェアの再販業者や商用ユーザに対する刑事手続の執行を強化しました。急速な経済成長と可処分所得の増加によって、消費者は違法コピーソフトウェアを使用するリスクと正規ライセンスソフトウェアのコストとのトレードオフを再評価するようになってきました。新規以外の PC にインストールされたソフトウェアのデプロイメントが前年よりも増加していなければ、ロシアの違法コピー率はさらに低下したと考えられます。2007 年には、正規ライセンスソフトウェア市場が 100% 以上拡大しました。
- この違法コピーの減少傾向は、カザフスタン、ウクライナ、およびその他の旧ソビエト連邦諸国にも広がり始めています。
- ハンガリーやポーランドなどの EU 諸国では、政府、ベンダ、および事業者団体が特に積極的に活動しています。ポーラ

ドには、違法コピー撲滅のコンテストや効果的な知的財産権の施行に対する賞が存在します。ハンガリーでは、ソフトウェア違法コピーへの取り組みにおいて、税金詐欺警察による支援が実を結び始めています。

ラテンアメリカ

- アルゼンチンでは、ビジネス市場よりも消費者市場が拡大しなかったこと、より厳格な法の執行と規制が行われたこと、および新規コンピュータと共に出荷されるオペレーティングシステムの違法コピー率が低下したことにより、違法コピー率が低下しました。
- ブラジルでは、主要セグメント（オペレーティングシステム、政府、大企業など）で違法コピー率が低下し、2007年に大規模な権利保護活動が行われたために、違法コピー率が1ポイント低下しました。BSAなど違法コピー撲滅に取り組む団体は、インターネットカフェの取り締まり、研究室、倉庫、路上営業の証拠保全から現地の法執行機関のトレーニングまでの幅広い活動で政府当局と密接に連携しています。ブラジルには、違法コピーの減少を困難にする市場の構造的条件が2つ存在します。それは、(1) 40%を超える比較的高い割合のPCが有名ブランド以外のベンダから販売されていること、そして(2) 家庭および中小企業部門がPC市場の76%を占め、拡大を続けていることです。このように、市場の大部分は、大企業や多国籍企業と同じように違法コピー撲滅への取り組みに応じる必要がないのです。
- チリでは、2007年にソフトウェア違法コピー率が2ポイント低下するという進展がありました。BSAは、チリのIPR法の一環として刑罰が強化されるよう積極的にロビー活動を行っています。この取り組みは、BSAの権利保護支援活動や教育啓発活動の強化と相まって、違法コピー率の減少に貢献しました。
- コスタリカでは、中米自由貿易協定(CAFTA)の一環として策定されたIP法案の通過が違法コピー問題を広く大衆に知らせることにつながり、違法コピー率が3ポイント下がって61%になりました。
- BSAが経済省、米国商工会議所、およびメキシコのソフトウェアコンソーシアムとともに実施した認知度向上キャンペーンは、メキシコにおいて2007年の違法コピー率を2ポイント低下させることに貢献しました。さらに、ラップトップコンピュータの販売が、有名ブランドベンダの販売台数を増加させる効果をもたらしました。メキシコでは、2007年にラップトップコンピュータが市場の25%から33%に拡大しました。
- しかし、地域全体では、ラテンアメリカのPCの75%が中小企業または消費者に出荷され、40%近くが有名ブランド以外のベンダから販売されています。そのため、地域全体での違法コピー撲滅への取り組みは難しい課題となっています。

中東・アフリカ

- アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル、および南アフリカは、この地域で違法コピー率下位国(表1)に入る国ですが、南アフリカだけは、2007年に違法コピー率が減少しました。UAEでは、国際的な金融およびビジネスの中心地になるための熟考された戦略を伴って、1990年代に違法コピーが大幅に減少しましたが、それ以降は横ばいのままです。ベンダ団体や政府は積極的に活動していますが、違法コピーソフトウェアは依然として街頭ですぐに入手できる状態にあります。
- エジプト政府は、2000年代前半以降、政府用や教育利用のソフトウェアを提供するためにベンダとの契約を承認しています。エジプトでは、正規ライセンスソフトウェアをバンドルしたDVDが学校や官庁に出荷されています。これらの部門はPC市場の15%を下回っていますが、このプログラムが功を奏して、違法コピー率は3ポイント減少して60%になりました。
- 違法コピー撲滅への取り組みの成果は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタールなどの湾岸諸国でまとめられています。この地域の業界や政府による違法コピー撲滅への取り組みは効果を上げつつありますが、サウジアラビアでは、政府が監視の強化を広く宣伝したにもかかわらず、違法コピー率の減少は2003年以降、わずか3ポイントにとどまって51%となっています。違法コピーソフトウェアは依然として、街頭の商人からすぐ入手できる状態です。
- チュニジアでは、IP実施活動の強化や罰則の強化を受けて、違法コピー率が3ポイント減少して76%になりました。違法コピー率は高いままですが、このような政府の強い姿勢が、業界の正規ライセンス化活動と相まって違法コピー率を正しい方向へと導いています。
- ボツワナ、ザンビア、ジンバブエなどのアフリカ諸国では、政府組織と著作権法は整っていますが、教育啓発活動や権利保護支援活動はまだ未熟な段階です。多くのアフリカ諸国では、他の種類の模倣品は言うまでもなく、正規ライセンスソフトウェアよりも多くの違法コピーソフトウェアが提供されています。

西欧

- 西欧では、ベンダが成熟したハードウェア基盤からより多くの収益を得ることに成功しています。このことは、特にギリシア、イタリア、フランス、スペインなどの国々に当てはまります。これらはすべて、2007年に違法コピー率が2~3ポイント減少した国々です。ギリシアでは、政府が財務監査の一環としてソフトウェア監査を実施することを義務付けています。これは、違法コピー撲滅を推進する団体による積極的なキャンペーンと相まって、違法コピー率が3ポイント減少することに貢献しました。同様に、BSAとイタリアの税務警察

(Guardia di Finanza) の緊密な協力が、同国での 2 ポイント減少に貢献しました。

- ドイツとオーストリアでは、マスメディア広告を含む BSA の広範なリスク認知度向上キャンペーンが、違法コピー率の減少停滞・増加傾向を変えるのに役立ち、2007 年の控えめな減少に貢献しました。
- また、アイスランドでも大きな進展があり、違法コピー率が 5 ポイント減少して 48%になりました。アイスランドのように比較的小さく、集約的で制度化された国には、明確な意志が存在するため、飛躍的な進歩を遂げることができます。
- 2007 年に新たに調査に追加されたルクセンブルクは、PC ソフトウェア違法コピー率が米国に次いで 2 番目に低い 21%となりました。コンプライアンスを重視する大規模な財務部門は、政府および EU の強い存在と相まって、明らかに国内の他部門にとって強力な事例となっています。

違法コピーの傾向

IDC 世界違法コピー調査を実施してきた 5 年の歴史に伴って、いくつかの傾向が極めて明白になっています。

第一に、新興市場が台頭し、PC にインストールされたソフトウェアがこれらの国々に着実にシフトしていることが挙げられます。これらの国では、文化、経済、流通動向、そして多くの場合、あったとしても短い著作権保護の伝統などの要因が相まって、違法コピーの減少が難しい課題となっています。

同様に、世界人口の 80%と中小企業の 70%が存在するこれらの地域では、PC を初めて使用するユーザが、今もなお膨大な数にのぼります。これらのユーザの多くは、初めてのコンピュータに違法コピーソフトウェアをインストールするでしょう。

この 2 つの基本的動向は、調査対象国の 3 分の 2 近くで違法コピーが減少している一方で、世界全体の違法コピー率が増加していることを意味します。

実際、これらの基本的傾向には、今後数年の間に市場がどのように変化するかを十分予測できるだけの歴史と理解があります。

- PC にインストールされたソフトウェアの動向は、違法コピー率への上昇圧力となります。PC にインストールされたソフトウェアは昨年、世界全体で 13%、新興国では 22%増加しました。大部分の国で、最も急成長を遂げたのは、違法コピーを減少させるのが最も難しい消費者部門と中小企業部門です。ベンダがより集中的に正規ライセンス化活動を行ってきた市場の成熟セグメントは、次第に小さな部分になっていくでしょう。

- インターネットアクセス、特にブロードバンドによるインターネットアクセスは、違法コピー率への上昇圧力となります。2007 年には、1 億 5,000 万人が初めてインターネットにアクセスしました。2008 年から 2012 年までの間に、さらに 7 億人がサイバースペースに参入し、その 76%を新興市場の人々が占めるようになるでしょう。また、今から 2012 年末までの間にブロードバンドアクセスを利用するようになると予想される 2 億世帯のうち、半分以上を新興国の世帯が占めるでしょう。違法コピーソフトウェアの利用は、街頭からインターネットへとシフトし続けるでしょう。
- グローバリゼーションは、違法コピー率への下方圧力となります。多国籍企業が新興市場に投資し、中国、インド、ロシアや急成長しているその他の経済国の現地企業が次第に多国籍化するにつれて、違法コピーソフトウェアを使用する非効率さやリスクが、正規ソフトウェアの使用を促進するでしょう。また、他国との貿易、そして世界貿易機関 (WTO) や欧州連合 (EU) といったコミュニティに参加したいという願望も、世界の知的財産権に関する世界標準への準拠を促進する要因になるでしょう。
- 現地ソフトウェア市場の成長は、違法コピー率への下方圧力となります。新興国における IT の利用が高度化するにつれて、国内ソフトウェアアプリケーションや製品を構築・保守する現地エコシステムは、土地固有のロビー団体が政府を教育啓発し、さらなる行動を要求するよう駆り立てるでしょう。
- ベンダや事業者団体の取り組みは、違法コピー率への下方圧力となります。今年は、ロシア、エジプト、ベトナム、ギリシアなどの国で数年前に始まった正規ライセンス化への取り組みが実を結び始めています。違法コピー減少の新たな青写真があり、成熟した地域の市場成長が減速している今、高成長を続ける新興市場が間違いなく焦点となります。
- テクノロジーは、違法コピー率への下方圧力となります。1990 年代、ピアツーピア (P2P) やインターネットによるコピー保護スキームの「クラッキング」が、ライセンスを受けていないソフトウェアの使用を増加させる原因となりました。現在は、振りが逆方向に振れ、ソフトウェアベンダがデジタル権利管理などの技術的な保護策を自社製品に直接組み込むことによって、違法使用を防止しています。
- 新しいソフトウェア資金モデルは、違法コピー率への下方圧力となります。広告がサポートされるソフトウェア提供や SaaS (Software-as-a-Service) により、ソフトウェアライセンスのコストがバリューチェーンの他の場所に移行され、違法コピーソフトウェアを使用する経済的利点が排除されるでしょう。

違法コピーの増減は、このような相殺し合う動向の複雑な方程式によって決まります。文化、制度的な有効性、政治情勢、地理、およびテクノロジーも計算に入れられます。

違法コピー率は多くの国で引き続き減少すると考えられますが、市場が違法コピー率の高い国にシフトすることから、世界全体の違法コピー率は横ばいが続くか増加するでしょう。

ソフトウェア違法コピーを減らすための 5つのステップ

1. ユーザの教育および認知の向上

ソフトウェア違法コピーの減少には、多くの場合、違法コピーに対するユーザの意識の根本的变化が求められます。公教育は成功に欠かせない構成要素です。政府は、違法コピーソフトウェアの使用に伴うリスクを企業やユーザに広く知らせ、正規製品の使用を奨励することにより、クリエイティブワークを尊重することの重要性についてユーザの認知を高めることができます。ソフトウェアの価値を促進し、ソフトウェアを資産として管理することの法的利益と商業利益を促進するために政府と業界が合同で導入した包括的な公教育キャンペーンが、大きな成功を収めるケースもしばしば見られます。

2. WIPO 著作権条約の実施

拡大するインターネットを通じた違法コピーの脅威に直接対応するために、世界知的所有権機関（WIPO）は 1996 年に新しい著作権条約を採択し、インターネット上の著作権侵害行為に対するより効果的な権利の行使を可能にしました。全世界で 12 億を超える人々がインターネットにアクセスし、ソフトウェアの能力や可能性を増大させる一方で、違法コピーソフトウェアを配信する新しい扉を開くこととなりました。デジタル時代の著作物の権利を確実に保護するため、各国政府は WIPO の著作権条約の義務を果たすべく著作権法を改定する必要があります。この措置は、著作権で保護されたソフトウェアが作者の許可なくオンラインで配信されたり、コピー防止ツールがハッキングまたは回避されたりするのを阻止するものです。

3. TRIPS の規定による厳格で実行可能な取締りメカニズムの整備

厳格な著作権法は不可欠ですが、それを効果的に取り締まらなければ意味がありません。各国政府は、非合法的なソフトウェアやライセンスを受けていないソフトウェアを職場で使用することを、あらゆる種類の PC ソフトウェア違法コピーに対して、知的財産権の保護および実施の国際基準に適合する法律を採用および施行することにより、世界貿易機構（WTO）の貿易関連知的所有権協定（TRIPS）に基づく義務を果たす必要があります。

4. 専用の人員配置による執行力の向上

知的財産の侵害が他の犯罪ほど重大に取り扱われず、その刑罰もごく軽微で効果的な抑止手段にならないという状況が極めて多く

見受けられます。各国政府は、次の方法で知的財産権の侵害に対する取締りを強化することができます。

- 国家レベルと地方レベルで知的財産権を専門に取り扱う部門を編成し、知的財産権の侵害者を取り調べて起訴するための資源を供する。
- 警察と他の取締り機関との相互協力を拡大し、各国の法執行機関の協力を改善する。
- 法執行機関や司法官の研修・トレーニングを支援し、違法コピー取締りの現場にいる人々が知的財産犯罪の変化する性質に対処するのに必要なツールを装備できるよう技術的な援助を提供する。

5. 事例による先導

政府は世界中で最も主要なソフトウェアユーザです。したがって、政府が違法コピーを容認せず、積極的に自身のソフトウェア資産を管理するという明確なメッセージを送ることは、一般市民を説得する上で最も効果的なメカニズムのひとつとなります。これは、ソフトウェア管理政策を導入し、民間部門が従うべき例を設定することで達成できます。

表3. 2007年世界PCソフトウェア違法コピー率調査

	違法コピー率					損害額				
	2007	2006	2005	2004	2003	2007 (\$M)	2006 (\$M)	2005 (\$M)	2004 (\$M)	2003 (\$M)
アジア太平洋地域										
オーストラリア	28%	29%	31%	32%	31%	\$ 492	\$ 515	\$ 361	\$ 409	\$ 341
バングラディッシュ	92%	92%				\$ 92	\$ 90			
中国	82%	82%	86%	90%	92%	\$ 6,664	\$ 5,429	\$ 3,884	\$ 3,565	\$ 3,823
香港	51%	53%	54%	52%	52%	\$ 224	\$ 180	\$ 112	\$ 116	\$ 102
インド	69%	71%	72%	74%	73%	\$ 2,025	\$ 1,275	\$ 566	\$ 519	\$ 367
インドネシア	84%	85%	87%	87%	88%	\$ 411	\$ 350	\$ 280	\$ 183	\$ 158
日本	23%	25%	28%	28%	29%	\$ 1,791	\$ 1,781	\$ 1,621	\$ 1,787	\$ 1,633
マレーシア	59%	60%	60%	61%	63%	\$ 311	\$ 289	\$ 149	\$ 134	\$ 129
ニュージーランド	22%	22%	23%	23%	23%	\$ 55	\$ 49	\$ 30	\$ 25	\$ 21
パキスタン	84%	86%	86%	82%	83%	\$ 125	\$ 143	\$ 48	\$ 26	\$ 16
フィリピン	69%	71%	71%	71%	72%	\$ 147	\$ 119	\$ 76	\$ 69	\$ 55
シンガポール	37%	39%	40%	42%	43%	\$ 159	\$ 125	\$ 86	\$ 96	\$ 90
韓国	43%	45%	46%	46%	48%	\$ 549	\$ 440	\$ 400	\$ 506	\$ 462
スリランカ	90%	90%				\$ 93	\$ 86			
台湾	40%	41%	43%	43%	43%	\$ 215	\$ 182	\$ 111	\$ 161	\$ 139
タイ	78%	80%	80%	79%	80%	\$ 468	\$ 421	\$ 259	\$ 183	\$ 141
ベトナム	85%	88%	90%	92%	92%	\$ 200	\$ 96	\$ 38	\$ 55	\$ 41
その他のアジア太平洋地域	91%	86%	82%	76%	76%	\$ 69	\$ 148	\$ 29	\$ 63	\$ 37
アジア太平洋地域合計	59%	55%	54%	53%	53%	\$ 14,090	\$ 11,718	\$ 8,050	\$ 7,897	\$ 7,555
中・東欧地域										
アルバニア	78%	77%	76%	77%		\$ 11	\$ 11	\$ 9	\$ 7	
アメリカ	93%	95%	95%			\$ 8	\$ 8	\$ 7		
アゼルバイジャン	92%	94%	94%			\$ 50	\$ 51	\$ 40		
ボスニア	68%	68%	69%	70%		\$ 13	\$ 14	\$ 13	\$ 12	
ブルガリア	68%	69%	71%	71%	71%	\$ 63	\$ 50	\$ 41	\$ 33	\$ 26
クロアチア	54%	55%	57%	58%	59%	\$ 68	\$ 62	\$ 51	\$ 50	\$ 45
チェコ共和国	39%	39%	40%	41%	40%	\$ 161	\$ 147	\$ 121	\$ 132	\$ 106
エストニア	51%	52%	54%	55%	54%	\$ 20	\$ 16	\$ 18	\$ 17	\$ 14
ハンガリー	42%	42%	42%	44%	42%	\$ 125	\$ 111	\$ 106	\$ 126	\$ 96
カザフスタン	79%	81%	85%	85%	85%	\$ 110	\$ 85	\$ 69	\$ 57	
ラトビア	56%	56%	57%	58%	57%	\$ 29	\$ 26	\$ 20	\$ 19	\$ 16
リトアニア共和国	56%	57%	57%	58%		\$ 37	\$ 31	\$ 25	\$ 21	\$ 17
マケドニア	68%	69%	70%	72%		\$ 11	\$ 10	\$ 9	\$ 8	
モルディバ	92%	94%	96%			\$ 43	\$ 56	\$ 44		
モンテネグロ	83%	82%	83%	83%		\$ 7	\$ 6	\$ 9	\$ 8	
ポーランド	57%	57%	58%	59%	58%	\$ 580	\$ 484	\$ 388	\$ 379	\$ 301
ルーマニア	68%	69%	72%	74%	73%	\$ 151	\$ 114	\$ 111	\$ 62	\$ 49
ロシア	73%	80%	83%	87%	87%	\$ 4,123	\$ 2,197	\$ 1,625	\$ 1,362	\$ 1,104
セルビア	76%	78%	80%	80%		\$ 72	\$ 59	\$ 95	\$ 85	
スロバキア	45%	45%	47%	48%	50%	\$ 54	\$ 47	\$ 44	\$ 48	\$ 40
スロベニア	48%	48%	50%	51%	52%	\$ 39	\$ 36	\$ 33	\$ 37	\$ 32
ウクライナ	83%	84%	85%	91%	91%	\$ 403	\$ 337	\$ 239	\$ 107	\$ 92
その他の中・東欧	88%	90%	92%	88%	83%	\$ 173	\$ 166	\$ 145	\$ 112	\$ 173
中・東欧合計	68%	68%	69%	71%	71%	\$ 6,351	\$ 4,124	\$ 3,262	\$ 2,682	\$ 2,111
ラテンアメリカ地域										
アルゼンチン	74%	75%	77%	75%	71%	\$ 370	\$ 303	\$ 182	\$ 108	\$ 69
ボリビア	82%	82%	83%	80%	78%	\$ 19	\$ 15	\$ 10	\$ 9	\$ 11
ブラジル	59%	60%	64%	64%	61%	\$ 1,617	\$ 1,148	\$ 766	\$ 659	\$ 519
チリ	66%	68%	66%	64%	63%	\$ 187	\$ 163	\$ 109	\$ 87	\$ 68
コロンビア	58%	59%	57%	55%	53%	\$ 127	\$ 111	\$ 90	\$ 81	\$ 61
コスタリカ	61%	64%	66%	67%	68%	\$ 22	\$ 27	\$ 19	\$ 16	\$ 17
ドミニカ共和国	79%	79%	77%	77%	76%	\$ 39	\$ 19	\$ 8	\$ 4	\$ 5
エクアドル	66%	67%	69%	70%	68%	\$ 33	\$ 30	\$ 17	\$ 13	\$ 11
エルサルバドル共和国	81%	82%	81%	80%	79%	\$ 28	\$ 18	\$ 8	\$ 5	\$ 4
グアテマラ	80%	81%	81%	78%	77%	\$ 41	\$ 26	\$ 14	\$ 10	\$ 9
ホンジュラス	74%	75%	75%	75%	73%	\$ 8	\$ 7	\$ 4	\$ 3	\$ 3
メキシコ	61%	63%	65%	65%	63%	\$ 836	\$ 748	\$ 525	\$ 407	\$ 369
ニカラグア	80%	80%	80%	80%	79%	\$ 4	\$ 4	\$ 2	\$ 1	\$ 1
パナマ	74%	74%	71%	70%	69%	\$ 22	\$ 18	\$ 8	\$ 4	\$ 4
パラグアイ	82%	82%	83%	83%	83%	\$ 13	\$ 10	\$ 10	\$ 11	\$ 9
ペルー	71%	71%	73%	73%	68%	\$ 75	\$ 59	\$ 40	\$ 39	\$ 31
ウルグアイ	69%	70%	70%	71%	67%	\$ 23	\$ 16	\$ 9	\$ 12	\$ 10
ベネズエラ	87%	86%	82%	79%	72%	\$ 464	\$ 307	\$ 173	\$ 71	\$ 55
その他のラテンアメリカ	83%	83%	82%	79%	81%	\$ 195	\$ 96	\$ 32	\$ 6	\$ 7
ラテンアメリカ合計	65%	66%	68%	66%	63%	\$ 4,123	\$ 3,125	\$ 2,026	\$ 1,546	\$ 1,263

中東・アフリカ地域	2007	2006	2005	2004	2003	2007 (\$M)	2006 (\$M)	2005 (\$M)	2004 (\$M)	2003 (\$M)
アルジェリア	84%	84%	83%	83%	84%	\$ 86	\$ 62	\$ 66	\$ 67	\$ 59
バーレーン	57%	60%	60%	62%	64%	\$ 27	\$ 23	\$ 22	\$ 19	\$ 18
ボツワナ	82%	81%	82%	84%	81%	\$ 14	\$ 12	\$ 12		
カメルーン	84%	84%	84%	84%	81%	\$ 5	\$ 5	\$ 5		
エジプト	60%	63%	64%	65%	69%	\$ 131	\$ 88	\$ 80	\$ 50	\$ 56
イラク	85%					\$ 124				
イスラエル	32%	32%	32%	33%	35%	\$ 121	\$ 102	\$ 84	\$ 66	\$ 69
コートジボワール	81%	82%	82%	84%	81%	\$ 15	\$ 16	\$ 23		
ヨルダン	60%	61%	63%	64%	65%	\$ 20	\$ 19	\$ 19	\$ 16	\$ 15
ケニア	81%	80%	81%	83%	80%	\$ 28	\$ 22	\$ 20	\$ 16	\$ 12
クウェート	62%	64%	66%	68%	68%	\$ 61	\$ 60	\$ 65	\$ 48	\$ 41
レバノン	73%	73%	73%	75%	74%	\$ 44	\$ 39	\$ 34	\$ 26	\$ 22
リビア	88%					\$ 22				
モーリシャス	57%	59%	60%	60%	61%	\$ 4	\$ 3	\$ 3	\$ 4	\$ 4
モロッコ	67%	66%	68%	72%	73%	\$ 66	\$ 53	\$ 55	\$ 65	\$ 57
ナイジェリア	82%	82%	82%	84%	84%	\$ 114	\$ 100	\$ 82	\$ 54	\$ 47
オマーン	61%	62%	63%	64%	65%	\$ 23	\$ 25	\$ 22	\$ 13	\$ 11
カタール	54%	58%	60%	62%	63%	\$ 25	\$ 23	\$ 21	\$ 16	\$ 13
レユニオン	40%	40%	40%	40%	39%	\$ 1	\$ 0	\$ 1	\$ 1	\$ 1
サウジアラビア	51%	52%	52%	52%	54%	\$ 170	\$ 195	\$ 178	\$ 125	\$ 120
セネガル	80%	81%	82%	84%	81%	\$ 6	\$ 6	\$ 6		
南アフリカ	34%	35%	36%	37%	36%	\$ 284	\$ 225	\$ 212	\$ 196	\$ 147
チュニジア	76%	79%	81%	84%	82%	\$ 54	\$ 55	\$ 54	\$ 38	\$ 29
トルコ	65%	64%	65%	66%	66%	\$ 365	\$ 314	\$ 268	\$ 182	\$ 127
UAE	35%	35%	34%	34%	34%	\$ 94	\$ 62	\$ 45	\$ 34	\$ 29
イエメン	89%					\$ 13				
ザンビア	82%	82%	83%	84%	81%	\$ 2	\$ 2	\$ 2		
ジンバブエ	91%	91%	90%	90%	87%	\$ 3	\$ 2	\$ 6	\$ 9	\$ 6
その他のアフリカの国	85%	85%	84%	84%	81%	\$ 76	\$ 49	\$ 63	\$ 124	\$ 84
その他の中東の国	87%	89%	91%	93%	92%	\$ 448	\$ 423	\$ 154	\$ 70	\$ 51
中東・アフリカ合計	60%	60%	57%	58%	56%	\$ 2,446	\$ 1,985	\$ 1,602	\$ 1,239	\$ 1,018
北米	2007	2006	2005	2004	2003	2007 (\$M)	2006 (\$M)	2005 (\$M)	2004 (\$M)	2003 (\$M)
カナダ	33%	34%	33%	36%	35%	\$ 1,071	\$ 784	\$ 779	\$ 889	\$ 736
ペルトリコ	44%	45%	47%	46%	46%	\$ 33	\$ 31	\$ 12	\$ 15	\$ 11
アメリカ合衆国	20%	21%	21%	21%	22%	\$ 8,040	\$ 7,289	\$ 6,895	\$ 6,645	\$ 6,496
北米合計	21%	22%	22%	22%	23%	\$ 9,144	\$ 8,104	\$ 7,686	\$ 7,549	\$ 7,243
西欧	2007	2006	2005	2004	2003	2007 (\$M)	2006 (\$M)	2005 (\$M)	2004 (\$M)	2003 (\$M)
オーストリア	25%	26%	26%	25%	27%	\$ 157	\$ 147	\$ 131	\$ 128	\$ 109
ベルギー	25%	27%	28%	29%	29%	\$ 223	\$ 222	\$ 257	\$ 309	\$ 240
キプロス共和国	50%	52%	52%	53%	55%	\$ 14	\$ 12	\$ 13	\$ 9	\$ 8
デンマーク	25%	25%	27%	27%	26%	\$ 193	\$ 183	\$ 199	\$ 226	\$ 165
フィンランド	25%	27%	26%	29%	31%	\$ 160	\$ 149	\$ 156	\$ 177	\$ 148
フランス	42%	45%	47%	45%	45%	\$ 2,601	\$ 2,676	\$ 3,191	\$ 2,928	\$ 2,311
ドイツ	27%	28%	27%	29%	30%	\$ 1,937	\$ 1,642	\$ 1,920	\$ 2,286	\$ 1,899
ギリシャ	58%	61%	64%	62%	63%	\$ 198	\$ 165	\$ 157	\$ 106	\$ 87
アイスランド	48%	53%	57%			\$ 33	\$ 32	\$ 18		
アイルランド	34%	36%	37%	38%	41%	\$ 106	\$ 92	\$ 93	\$ 89	\$ 71
イタリア	49%	51%	53%	50%	49%	\$ 1,779	\$ 1,403	\$ 1,564	\$ 1,500	\$ 1,127
ルクセンブルグ	21%					\$ 16				
マルタ	46%	45%	45%	47%	46%	\$ 7	\$ 7	\$ 5	\$ 3	\$ 2
オランダ	28%	29%	30%	30%	33%	\$ 502	\$ 419	\$ 596	\$ 628	\$ 577
ノルウェー	29%	29%	30%	31%	32%	\$ 195	\$ 181	\$ 169	\$ 184	\$ 155
ポルトガル	43%	43%	43%	40%	41%	\$ 167	\$ 140	\$ 104	\$ 82	\$ 66
スペイン	43%	46%	46%	43%	44%	\$ 903	\$ 865	\$ 765	\$ 634	\$ 512
スウェーデン	25%	26%	27%	26%	27%	\$ 324	\$ 313	\$ 340	\$ 304	\$ 241
スイス	25%	26%	27%	28%	31%	\$ 303	\$ 324	\$ 376	\$ 309	\$ 293
英国	26%	27%	27%	27%	29%	\$ 1,837	\$ 1,670	\$ 1,802	\$ 1,963	\$ 1,601
西欧合計	33%	34%	35%	34%	36%	\$ 11,655	\$ 10,642	\$ 11,856	\$ 11,865	\$ 9,612
全世界合計	38%	35%	35%	35%	36%	\$ 47,809	\$ 39,698	\$ 34,482	\$ 32,778	\$ 28,803
BRIC	75%	77%	81%	85%	87%	\$ 14,429	\$ 10,049	\$ 6,841	\$ 6,105	\$ 5,813
EU	35%	36%	36%	35%	37%	\$ 12,383	\$ 11,003	\$ 12,048	\$ 12,151	\$ 9,786

調査方法

BSA の委託により行われた IDC による調査と従来の調査では、ソフトウェアの違法コピー率と損害額の算出にあたり、以下の基本的な調査方式が使われています。

1. 当該年度中にデプロイされた PC パッケージソフトウェア数を算出
2. 当該年度中に販売された、ないし合法的に取得された PC パッケージソフトウェア数を算出
3. 1 の数字から 2 の数字を引いて、違法コピーソフトウェア数を算出

違法コピーソフトウェア数が明らかになれば、インストールされている違法コピーソフトウェアの全体に占める割合である違法コピー率を算出することができます。

図 4 は 2007 年に新たに加わったソフトウェア数とソフトウェア販売数を算出する際に、IDC が使用した一般的な方法を示しています。各ボックスの下に書かれているのはインプットデータ源です。

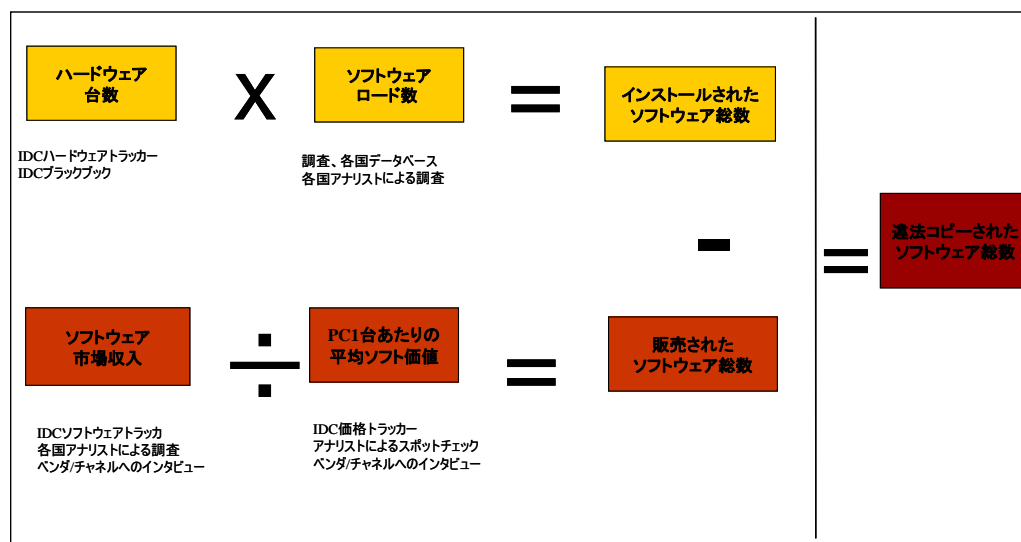


図 4. 算出方法一覧

調査対象ソフトウェアカテゴリ

IDC は、デスクトップ、ラップトップ、ウルトラポータブルなどの PC 上で動作するすべてのソフトウェアの違法コピーを計算に含めました。このカテゴリには、オペレーティングシステム、データベースやセキュリティなどのシステムソフトウェア、OA、財務、税務ソフト、PC ゲーム、業界別アプリケーションなどのアプリケーションソフトウェアが含まれますが、デバイスドライバやスクリーンセーバーなどの無料ダウンロードユーティリティは除外されます。

当該年度中にデプロイされたソフトウェア総数の計算では、オープンソース、フリーウェア、シェアウェアなどは正規ライセンスソフトウェアと見なされ、違法コピーから除外されています。したがって IDC は、損害額の計算において、これらを 0 ドルで販売されたソフトウェアとして数えています。販売されたオープンソースのソフトウェアは、IDC の調査方法に基づき、自動的に正規ライセンスソフトウェアとして現れます。

正規化プログラムの影響

ベンダおよび各国政府による違法コピー撲滅正規化プログラムは、ソフトウェア違法コピーを減少させる最良の方法です。通常、このプログラムでは、既に海賊版でデプロイされていると思われるソフトウェアのライセンスを一括購入します。重要なことは、これらのプログラムが、市場構築の土台となり得る、正規ライセンスソフトウェアの基礎を作成することです。

本調査における違法コピー率の算出では、2007 年にデプロイされたソフトウェアのみがインストールベースで違法コピーとして算入されました。したがって、2007 年よりも前の年に違法コピーさ

れたソフトウェアの法的ステータスに影響する正規ライセンスを算出する場合、グレーゾーンが存在します。

これまでの調査方法および本調査の結果との整合性をとるために、IDC では正規化プログラムによって正規化されたソフトウェアを次のように取り扱いました。

- 正規化プログラムの一環として当該年度中に実際に PC にインストールされた新ソフトウ

ェアプログラム（エジプトやベトナムにおける政府による学校用ソフトウェアの配布など）は、正規ライセンスソフトウェアの出荷数に算入しました。

- 当該年度中に違法コピーされたソフトウェア用に販売されても、再インストールやアップグレードが行われなかったソフトウェアライセンスは、正規ライセンスソフトウェアの出荷数に算入しました。
- 当該年より以前に販売されていた再インストールやアップグレードがされていない違法コピーのソフトウェアのライセンスについては、当該年の正規ライセンスの出荷数として算入していません。

この種のプログラムによって正規化された違法コピーソフトウェアに関するこのような取り扱い、当該年の違法コピーソフトウェアと正規ライセンスソフトウェアとの関係を正確に描写する場合には影響を及ぼしますが、突然正規ライセンスとなった、当該年より前に違法コピーされたソフトウェアについては対象になりません。対象とした場合は、該当年より前の年について毎年訂正することになり、本調査の範囲を超えた措置となります。

中国およびベトナムのPC市場に関する新情報による影響

IDCは、中国およびベトナムの第2、第3の都市から得たコンポーネント出荷数に関する新データおよび追加情報を踏まえて、2007年後半に両国PC市場の過去の状況について詳細な調査を行いました。その結果、2007年にはかなりの数のPCが、あまりに小規模なためにベンダが追跡できない現地組立業者や有名ブランドベンダ以外のベンダ（「ホワイトボックス」ベンダ）から出荷されたことが判明しました。これらの企業は、一般に消費者および中小企業向けに販売しており、多くの場合、中核都市から地理的に離れた小都市に存在します。この新情報によって、両国のPC台数は有名ブランドベンダの出荷数以上に増加しました。2007年の違法コピー率を算出するにあたり、この新しいPC市場規模はモデルに組み込まれました。

PC市場にこの増加を組み込まなかった場合の中国とベトナムの想定される2007年の違法コピー率を参考のために示すと、次のようになります。

国名	2006年違法コピー率	2007年想定違法コピー率	2007年違法コピー率
中国	82%	80%	82%
ベトナム	88%	81%	85%

これらの更新処理は、正確な最新情報を全世界で入手できるようにするための恒常的な処理です。同様の評価は、IDCによる本年のPC市場データ（ブラジルおよびインド）でも行われており、この新情報は2008年の調査に盛り込まれる予定です。

前年度との比較および為替レート

この調査では、違法コピーによる損害額は調査年度平均為替レートを使用して見積もられています。損害額を年度別に比較する際には、この点を注意する必要があります。2007年には、米ドルがユーロ、ポンド、円、リアル、ルーブル、およびその他多くの通貨に対して大幅に下落しました。2006年の損害額を2007年のドルで再計算すると、この金額は50億ドル以上増加します。つまり、2006年と2007年の損害額の差額の半分以上は、単に為替レートによるものです。

為替レートの影響は、個別の国または地域でさらに顕著です。損害額が増加したと思われた場所の多くでは、実際には、不変ドルでの損害額が減少しました。

違法コピーされたソフトウェアの価値と損害額の同一化

国名	2007年損害額	2006年損害額	差額	2006年の損害額を2007年のドルで換算した場合	差額
インド	\$2,025	\$1,275	\$750	\$1,386	\$639
日本	\$1,791	\$1,781	\$10	\$1,881	(\$90)
ロシア	\$4,123	\$2,197	\$1,926	\$2,320	\$1,803
ブラジル	\$1,617	\$1,148	\$469	\$1,282	\$335
カナダ	\$1,071	\$784	\$287	\$828	\$243
オーストリア	\$157	\$147	\$10	\$160	(\$3)
フランス	\$2,601	\$2,676	(\$75)	\$2,917	(\$316)
ドイツ	\$1,937	\$1,642	\$295	\$1,790	\$147
スペイン	\$903	\$865	\$38	\$943	(\$40)
西欧	\$11,655	\$10,642	\$1,013	\$11,600	\$55

長年にわたり、BSAは違法コピーされたソフトウェアの価値と業界の「損害額」を同一化してきました。そしてこのことは、こうした損害額がはたして真正かどうかの疑問につながりました。

違法コピー率が低下したとしても、別のソフトウェアで代用されたり、使用されなかったりするので、すべての違法コピーソフトウェアが購入されたことにはなりません。違法コピー率の低下は経済活動を活性化し、ソフトウェアの生産や購買を刺激します。

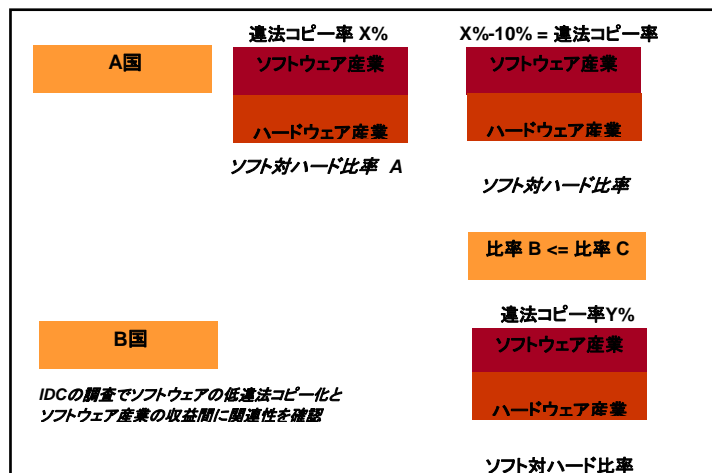
IDCでは、調査対象国のソフトウェア支出に対するハードウェア支出の割合を分析することでこれを確認し、違法コピー率とこの割合との間に強い相関関係があることを予想どおり発見しました。つまり、違法コピー率の高い国々ではソフトウェア支出対ハードウェア支出比率が低いことが判明しました。違法コピーの定義を考えると、これは明らかです。

しかし、違法コピー率を10ポイント低減したソフトウェアの計算を追加しても、依然として、ソフトウェア対ハードウェア比率は、新しいソフトウェアに対する違法コピー率が低い国よりも低くなりました。

同様の違法コピー率を示す国を集団で見ると、それぞれの国で違法コピー率が10ポイント下がり、これまで違法コピーされていたソフトウェアの金額だけ市場が拡大した場合には、その国のソフトウェア市場は、違法コピー率とその次の国よりも小さいものとなっています。

図5は、違法コピー率の低下がもたらす影響を調べた違法コピー経済効果調査で使用した各国の比較プロセスを示しています。

図5. 損害額の現実性



段階的なプロセス

以下では、IDCによる算出プロセスと用語の定義について詳細に説明します。

PC出荷額

IDCでは、四半期ごとに75以上の国で詳細なPC出荷額の追跡データを収集しています。その他30以上の国および市場に関するデータは、国内で収集するか、IDCの地域予測に基づいて地域別にモデリングされました。基本的な追跡データは、サプライヤ（現地サプライヤを含む）によって作成されています。IDCによるPCの定義には、デスクトップ、ラップトップ、タブレットが含まれますが、ハンドヘルドおよびサーバとして使用されているPCは、単独、あるいはクラスタにかかわらず除外されます。

PCにインストールされたソフトウェア

インストールされたソフトウェアは、IDCの追跡活動の一環として収集されます。当該年度のPCにインストールされたソフトウェ

アは、当該年度末の時点でインストールされたPCから当該年度のPC出荷を引いたものです。

ソフトウェア収入

世界各地のIDCソフトウェアアナリストによって、70以上の国々で年次に収集されます。収入額は、国内サプライヤとのインタビュー結果から収集し、世界的な数字や財務諸表と照合します。IDCが通常カバーしていない国のデータに関しては、国内で収集するか、IDCの地域予測に基づいて地域別にモデリングしています。

ソフトウェア出荷数（正規ライセンス）

5つのソフトウェアカテゴリ（コラボレーション、オフィス、セキュリティ、オペレーティングシステム、その他）に関する国および地域別の予測平均システム額から算出されます。価格は、IDCの価格トラック、現地調査、および販路へのインタビュー結果から収集されます。これらの価格では、現地サプライヤからのソフトウェアに加え、OEMおよび販路段階でインストールされるソフトウェアに対する調整が行われています。

ソフトウェア出荷数は、収入額を平均システム額で割って算出しました。次に、ベンダおよび販売チャネルのメンバーから提供されるデータと照合しました。この出荷数は、当該年度中にインストールされた正規ライセンスソフトウェア数を表します。

ソフトウェアロード

当該年度中にPCにインストールまたはプリインストールされた（OEM）ソフトウェア数です。この数字は、実態調査、アナリスト予測、在庫調査、およびその他現地調査の結果を使用するモデルから算出されました。モデルには、2003年に行われた15カ国での調査、2004年および2005年の現地調査、2006年に行われた21カ国での現地調査、2007年に行われた22カ国での現地調査もインプットデータとして使用されました。これらの調査は違法コピーモデルに直接反映されてはませんが、人口統計、コンピュータの高度化、同等国との比較など当該国の多様な現地統計に基づいて対象国のソフトウェアロード数を算出する際に使用されました。

IDCでは、ソフトウェアロードに以下を算入しています。

- ・新規のコンピュータ上で動作するソフトウェア
- ・既存のコンピュータ上で動作する新規のソフトウェア
- ・廃棄されたコンピュータから入手したソフトウェア
- ・シェアウェアやオープンソースなど、無料で入手したソフトウェア
- ・Windowsおよびそれ以外のOS上で動作するソフトウェア

合計ソフトウェア基数

当該年度中にインストールされた正規ライセンスおよび違法コピーソフトウェアの合計数です。この基数は、当該年度中に新規ソフトウェアをインストールした PC の台数に、PC 1 台あたりにインストールされたソフトウェアパッケージの平均数を乗じて算出されています。

違法コピーソフトウェア

合計ソフトウェア基数から購入された、正規ライセンスのパッケージソフトウェア数を差し引いた数です。

違法コピー率


当該年度中にデプロイされた違法ソフトウェアを、インストールされたすべてのソフトウェアで割った百分率です。

違法コピー損害額

違法コピーソフトウェアの小売価格は、正規ライセンスソフトウェア市場の規模と違法コピー率を使って算出されます。計算式は次のとおりです。 $(\text{正規ライセンスソフトウェア市場}) \div (1 - \text{違法コピー率}) - \text{正規ライセンスソフトウェア市場} = \text{違法コピー損害額}$

IDC では、この計算式を使ってエンドユーザがソフトウェアに支出したであろう違法コピー損害額を算出しました。店頭で販売される市販ソフトウェアの場合は小売価格であり、生産段階または販路段階でインストールされるソフトウェアの場合はそのソフトウェアを含むシステム小売価格の一部になります。

IDC の違法コピー損害額は、国内外のソフトウェアベンダや地元の販売業者、小売業者を含む業界全体の「損害額」を表します。



BUSINESS SOFTWARE ALLIANCE

1150 18th Street, NW
Suite 700
Washington, DC 20036
T 202 872 5500
F 202 872 5501

BSA ASIA-PACIFIC

300 Beach Road
#25-08 The Concourse
Singapore 199555
T +65 6292 2072
F +65 6292 6369

BSA EUROPE-MIDDLE EAST-AFRICA

2 Queen Anne's Gate Building
Dartmouth Street
London, SW1H 9BP
United Kingdom
T +44 [0] 20 7340 6080
F +44 [0] 20 7340 6090

WWW.BSA.ORG